

# AI 関連発明に関する審査実務

– AI 事例についての比較表 –



## 背景

- ✓ 五府長官は 2022 年 6 月の会合で、「AI 関連発明に関する五府の審査実務に関する既存資料の収集と五府ウェブサイトでの公表」に関する NET/AI プロジェクトの立ち上げを承認しました。
- ✓ このプロジェクトの目的は、AI 関連発明に関する五府の審査実務の概要を提供し、ユーザーが複数の国で特許権を取得するためにどのような点に注目すべきかを理解できるようにすることです。
- ✓ このプロジェクトが対象とするのは、AI 関連発明の特許化に適用される各府の審査実務の要点を強調するために、審査ガイドラインの各セクション、実務マニュアル、事例などを含む五府の関連する法律文書やリソースを収集することです。
- ✓ 五府長官は 2023 年 6 月の会合で、AI 関連発明に係る五府の審査実務に関する資料収集プロジェクトの成果物として、五府の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表を承認するとともに、今後この表の詳細化について議論していくことに合意しました。

## 既存資料収集結果

- ✓ 日本特許庁(JPO)はリーディングオフィスとして、プロジェクトに関するアンケートを実施し、回答を得ました。
- ✓ ウェブページへのハイパーリンクの形式で資料を掲載することで、アウトプットの陳腐化を避けることができます。ユーザーは、将来もリンクをクリックすれば最新の資料にアクセスできます。
- ✓ 収集された既存資料のうち、審査事例（発明該当性、進歩性、記載要件）について詳細化した比較表は次ページからのとおりです。

## 免責事項

本データは、データ収集時における AI 関連発明に関する五府の審査実務を明らかにすることを目的としていますが、その内容はいかなる法的拘束力を有するものではありません。五府は、提示されたデータの完全性、正確性又は特定の目的への適合性を保証することはできません。

## 発明該当性

「AI 関連発明に関する審査実務」（2023 年 6 月）の比較表の Q7 の情報を詳細化したものは以下のとおり。

（[概要:]1. 発明該当性を満足する事例、2. 発明該当性を満足しない事例）

	EPO	JPO	KIPO	CNIPA	USPTO
(1) AI 技術そのものの発明 （例：学習方法）		-	-	専利審査指南(2023) 第 2 部第 9 章第 6.2 節 [例 5] [概要: 1]	-
(2) AI 技術を特定の技術分野に応用した発明	COMVIK アプローチ適用の仮想事例 (GL G-VII, 5.4.2.5) [リンク] [概要: 1]	特許・実用新案審査ハンドブック附属書 B [事例 2-13] [概要: 1] [事例 2-14] [概要: 1] [事例 2-14'] [概要: 2] 特許・実用新案審査ハンドブック附属書 A [事例 3-2] [概要: 1, 2] [事例 5] [概要: 1, 2]	技術分野別審査実務基準 Pages 1308 [概要: 1] Pages 7301-7303 [概要: 2]	専利審査指南 (2023) 第 2 部第 9 章第 6.2 節 [例 2, 3] [概要: 1] [例 1] [概要: 2]	主題適格性ウェブページ [例 36] [概要: 1, 2] [例 39] [概要: 1]
(3) その他（非 AI）	審判部審決 T 1173/97 [リンク] [概要: 1] 審判部審決 T 1820/16 [リンク] [概要: 2]	-	技術分野別審査実務基準 Pages 1306-1307 [概要: 1] Pages 1304-1306, 1308-1309 [概要: 2]	専利審査指南(2023) 第 2 部第 9 章第 6.2 節 [例 4, 6, 7] [概要: 1] [例 8, 9, 10] [概要: 2]	-

## 進歩性

「AI 関連発明に関する審査実務」（2023 年 6 月）の比較表の Q19 の情報を詳細化したものは以下のとおり。

（[概要:]1. 進歩性が肯定されることを示す例、2. 進歩性が否定されることを示す例、3. その他の例）

	EPO	JPO	KIPO	CNIPA	USPTO
（1）単純な AI の適用	-	特許・実用新案審査ハンドブック附属書 B 第 1 章第 2.2.3.3 節 [例 1] [概要: 2], [例 2] [概要: 2] [例 4] [概要: 1], [例 5] [概要: 1] 特許・実用新案審査ハンドブック附属書 A [事例 33] [概要: 2] [事例 34(請求項 1)] [概要: 2] [事例 37] [概要: 2] [事例 38] [概要: 1,2] [事例 40] [概要: 1,2]	技術分野別審査実務基準 [第 6 章, 事例 8,11,14] [概要: 2]	-	-
（2）教師データの変更	拡大審判部審決 T 1286/09 [リンク] [概要: 1]	特許・実用新案審査ハンドブック附属書 A [事例 34(請求項 2)] [概要: 1] [事例 35] [概要: 2]	技術分野別審査実務基準 [第 1 章, 事例 4] [概要: 2] [第 6 章, 事例 10,12,13] [概要: 2]	-	-
（3）教師データに対して前処理を行う	-	特許・実用新案審査ハンドブック附属書 A [事例 36] [概要: 1]	技術分野別審査実務基準 [第 6 章, 事例 16] [概要: 1]	-	-
（4）学習モデルの変更	-	特許・実用新案審査ハンドブック附属書 A [事例 32] [概要: 2]	技術分野別審査実務基準 [第 1 章, 事例 2,3,5] [概要: 1,2]	-	-
（5）その他（AI）	コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明の EPO-JPO 比較研究（2021）[事例 C-8] [概要: 2]	特許・実用新案審査ハンドブック附属書 A [事例 31] [概要: 2] [事例 39] [概要: 1]	技術分野別審査実務基準 [第 6 章, 事例 9,15,17,18] [概要: 1,2] [第 7 章, 事例 3] [概要: 2]	專利審査指南（2023）第 2 部第 9 章第 6.2 節 [例 11,13,15] [概要: 1] [例 12,14] [概要: 2]	-
（6）その他（非 AI）	拡大審判部審決 G 1/19 [リンク] [概要: 3]	-	技術分野別審査実務基準 [第 7 章, 事例 5, 6] [概要: 1,2]	-	-

## 記載要件

「AI 関連発明に関する審査実務」(2023 年 6 月) の比較表の Q13 の情報を詳細化したものは以下のとおり。

([概要:]1. 明確性要件を満たす例、2. 明確性要件を満たさない例、3. 実施可能要件/開示の十分性を満たす例、4. 実施可能要件/開示の十分性を満たさない例、5. サポート要件/記述要件を満たす例、6. サポート要件/記述要件を満たさない例)

	EPO	JPO	KIPO	CNIPA	USPTO
(1) 複数種類のデータの間に相関関係等が存在することが推認できるか		特許・実用新案審査ハンドブック附属書 A [事例 46] [概要: 4] [事例 47] [概要: 3] [事例 48] [概要: 3]	技術分野別審査実務基準 [第 1 章, 事例 1] [概要: 4,6] [第 6 章, 事例 2,6,7] [概要: 3,4]	-	-
(2) 相関関係等が明細書等に記載された説明や統計情報に裏付けられているか	-	[事例 49] [概要: 3,4,5,6]	-	-	-
(3) 相関関係等が実際に作成した人工知能モデルの性能評価により裏付けられているか	-	[事例 50] [概要: 3,4,5,6]	-	-	-
(4) AI によりある機能を持つと推定された物の発明	-	[事例 51] [概要: 4,6] [事例 52] [概要: 3,4,5,6]	-	-	-
(5) 入力データの前処理方法の具体的な開示があるか	-	-	[第 6 章, 事例 4] [概要: 4]	-	-
(6) 学習モデル又は学習方法の具体的な開示があるか	審判部審決 T 161/18 [リンク] [概要: 4]	-	[第 6 章, 事例 1,3,5] [概要: 3,4] [第 7 章, 事例 2 (7504~7506 ページ)] [概要: 4]	-	-
(7) その他	審判部審決 T 410/96 [リンク] [概要: 1] 審判部審決 T 2140/08 [リンク] [概要: 2] 審判部審決 T 2574/16 [リンク] [概要: 1,3] 審判部審決 T 637/03 [リンク] [概要: 6]	[事例 53] [概要: 5,6] [事例 54] [概要: 5,6] [事例 55] [概要: 1,2]	-	專利審査指南(2023) 第 2 部第 9 章第 5.2 節 [例 1-4] [概要: 1]	-

## 結果概要

「AI 関連発明に関する審査実務」（2023 年 6 月）の審査事例を詳細化した結果概要は以下のとおり。

### 1. 発明該当性

- ✓ 「AI 技術そのものの発明」に関する事例は、CNIPA が有しています。
- ✓ 「AI 技術を特定の技術分野に応用した発明」に関する事例は、EPO、JPO、KIPO、CNIPA、USPTO が有しています。

### 2. 進歩性

- ✓ 「単純な AI の適用」に関する事例は、JPO、KIPO が有しています。
- ✓ 「教師データの変更」に関する事例は、EPO、JPO、KIPO が有しています。
- ✓ 「教師データに対して前処理を行う」に関する事例は、JPO、KIPO が有しています。
- ✓ 「学習モデルの変更」に関する事例は、JPO、KIPO が有しています。

### 3. 記載要件

- ✓ 「複数種類のデータの間に相関関係等が存在することが推認できるか」に関する事例は、JPO、KIPO が有しています。
- ✓ 「相関関係等が明細書等に記載された説明や統計情報に裏付けられているか」に関する事例は、JPO が有しています。
- ✓ 「相関関係等が実際に作成した人工知能モデルの性能評価により裏付けられているか」に関する事例は、JPO が有しています。
- ✓ 「AI によりある機能を持つと推定された物の発明」に関する事例は、JPO が有しています。
- ✓ 「入力データの前処理方法の具体的な開示があるか」に関する事例は、KIPO が有しています。
- ✓ 「学習モデル又は学習方法の具体的な開示があるか」に関する事例は、EPO、KIPO が有しています。

